

平成26年4月1日より

新たな行政区域を設定します！

～ 行政区未加入を解消します！

各公民館活動(地域自治会)は現在の活動を引続き行います ～

FMよみたん 78.6MHz

FMよみたん



行政区域に関する番組放送中！

『4月だヨ！どうなる行政区』

毎週水曜日 15:00～16:00

○行政区域を設定したことで・・・

- 1 区域内の全村民が構成員となる。(未加入者の解消)
 - 2 行政区(域)に加入する手続はなし。
 - 3 行政区域内の村民による活動は特になし。(集会、清掃活動、安全パトロール、運動会等)
- 特別に「防災訓練・活動」及び「ゆいまーる事業」は行政区域で行います。

とは、各公民館等で月に2回程度、高齢者の生きがいがづくり、健康づくりのため行われている事業です。
 ※現在、各公民館で行われている「ゆいまーる」に参加している方は、引続き通っている公民館のゆいまーるに参加できます。

こう変わります！

これまでの読谷村は、行政区と字・部落・自治会の機能(役割)が1つになった形で地域運営がされていました。(例:各字区長は、行政区長と公民館長を兼ねていました。)

今回、「行政区域」と「自治会」の機能、役割を以下のように分けて新たな活動、取り組みを行っていきます。

○行政区域とは

行政(役場)が村民サービスを提供するための事務を行う区域で、これまであいまいでわかりにくいものになっていました。

○自治会とは(今後は○○自治会と称します。例:波平自治会)

各字(部落)の公民館等を中心に活動を行ってきた地域コミュニティ団体のことです。自身の意思に基づいて加入し、負担金を納め、字(部落)の行事や団体活動(老人会、婦人会、青年会、子ども会等)を行います。

※村民サービスを提供する事務委託契約は、各行政区域内にある自治会と契約を結び業務を行います。

◎よくある質問(Q)&回答(A)

Q 行政区長、会長が新たに誕生するのか？

A 行政区域の中にある自治会(長)と契約をするので、上記のような“長”にあたる職は生まれません。存在しない。(その他の職員も同様)

Q 字高志保に住宅があり、宇座自治会に加入している場合、行政区域が西1区(高志保)の区域に設定されたら？

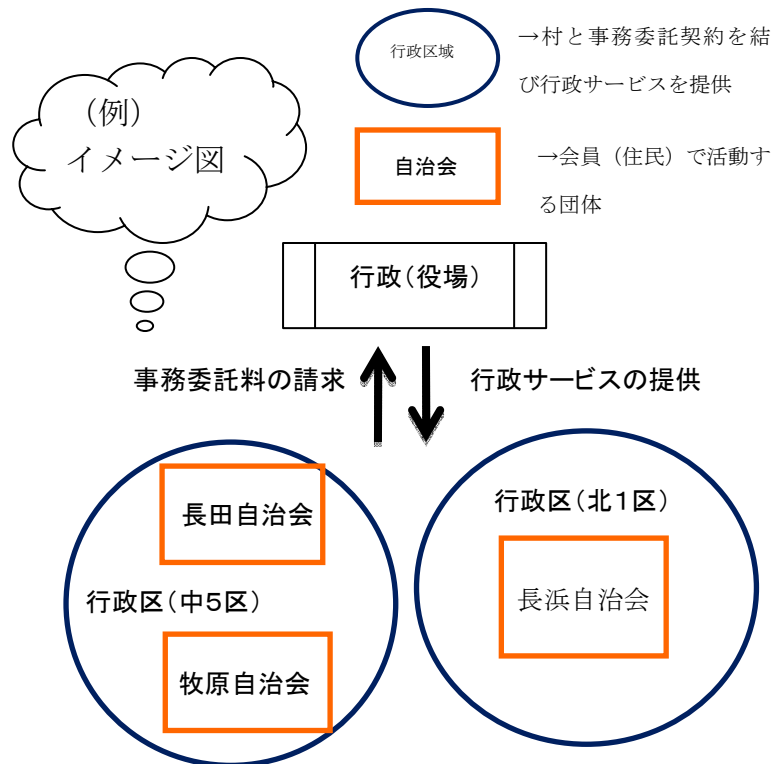
A 村からの行政情報(広報よみたん等)は、西1区の契約者(高志保区)が届けます。区民運動会や敬老会等の自治会に関するお知らせは宇座自治会から届きます。

Q 行政区域内に住んでいるので、自治会にも加入すると勘違いはないか？

A 行政区域と自治会は役割、活動等が違うということをしっかり周知していく。

Q 住所(番地)の変更もあるか？(例:読谷村北1区○○番地)

A 住居表示は、考えていません。(現状のままの住所を使います。H26.4.1当初) ※将来的に住居表示も実施するかもしれません。



○行政サービスの内容(一部抜粋)

広報よみたん配布、各種調査(農業、福祉等)、募金協力、イベント・講座の案内、交通安全運動、防犯対策 etc

◎お問い合わせ先

読谷村役場 総務課行政係 TEL098-982-9201